

## 「教職課程年報第 11 号」の発刊に寄せて

教職支援センター長  
前田研史

昨年末に「教育職員免許法」や「教育公務員特例法」などが改正されました。今年は「教育職員免許法施行規則」の改正が行われ、全国の教職課程を有する大学が再課程認定の申請作業を本格化し、平成 29 年度末には申請書類を書き上げていなければならぬこととなります。今回の免許法の改正は、平成 27 年 12 月に出された中央教育審議会の答申の内容に沿って、新たな教育課題に対応できる教員を養成するために、教育課程の内容を精選・重点化することを目的として行われるものです。そして、実際に教壇に立つ教員には、アクティブ・ラーニング、ICT の活用、道徳教育、特別支援教育、外国語教育などに対応できる能力が求められてきます。

これから施行規則が改正され、教職課程カリキュラムの策定が行われるなど、私がこの文章を書いている時点では、申請作業に関してまだ不明な点もあります。しかし、再課程認定の申請は、私たちの大学の教職課程についてあらためて振り返り、点検してみる絶好の機会となると言えるでしょう。幼・小・中・高それぞれの教師をどのように育て、送り出していくことが必要なのか。そのために、それぞれの学科においても、カリキュラムの確認と教師を目指す学生への一層の指導を期待したいと思います。

ところで大学の学部における教員養成は、教員に必要な能力の基礎的・基盤的な力を身につける段階です。そのために教員を目指す学生にはどのようなことが求められるでしょうか。保育や授業の実践力の基本を身につけることは当然のこととして、さらに、集団の力を用いて一人一人の子どもの能力を高めることのできる力や、同僚や先輩の先生とチームとして協働して子どもを見ていくことのできる力と、それらの前提としての自分自身を伸ばしていこうとする意欲などではないかと思います。教職を目指す学生の皆さんには、普段の講義や演習、あるいは学校観察実習や教育実習などを通じて、自分なりの教師像を明確にする努力をして、その実現を果たしてもらいたいと思います。

最後になりましたが、この教職課程年報は第 11 号を発刊するまでに至りました。この間、教職支援センターは全国に先駆けて、全学的に教職課程を統括する組織として設置・運営されてきました。これからも教育部門と事務部門が一体となって、教職への道を目指す学生の夢が実現できるよう支援を行っていきます。